

令和 7 年 5 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 7 年 5 月 3 0 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 7 年 5 月 安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和 7 年 5 月 3 0 日

○会議の日時 令和 7 年 5 月 3 0 日 午後 3 時 0 0 分

○招集の場所 安曇野市役所 共用会議室 3 0 7

○出席委員（23 名）

1 番	渡 辺 由 枝 君	2 番	中 島 博 幸 君
3 番	山 田 稔 君	4 番	望 月 孝 夫 君
5 番	堀 内 伸 一 君	6 番	高 山 万 寿 君
7 番	加 島 美智代 君	8 番	藤 岡 喜美夫 君
9 番	齋 藤 岳 雄 君	10 番	二 木 寿 夫 君
11 番	平 林 明 美 君	12 番	三 枝 守 和 君
13 番	細 萱 美 嗣 君	14 番	降 旗 治 喜 君
15 番	中 村 正 君	16 番	小 林 正 君
17 番	一 志 寛 君	19 番	平 林 平 君
20 番	丸 山 新 悟 君	21 番	望 月 慎 二 君
22 番	請 地 康 仁 君	23 番	丸 山 隆 也 君
24 番	佐 原 悦 司 君		

○欠席委員（1 名）

18 番 中 野 隆 洋 君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北 條 敦 君	事務局長	森 和 哉 君
事務局員	折 井 希 望 君	事務局員	飯 田 佳 乃 君

午後 3 時 0 0 分 開会

○事務局（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 狭い部屋でございますので、マイクなしで声が通るかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の定例総会でございますが、現在の出席者が 23 名、過半数に達しております。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項によりまして、本会は成立といたします。

なお、18 番、中野委員から欠席届が出てございます。

この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例、及び同条例

施行規則に基づきまして、発言には十分ご配慮を願いたいと思います。

また、議案に対する質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名いたしますので、ご起立をいただき、委員番号と名前をおっしゃってから発言をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 議事録署名人につきまして、安曇野市農業委員会に関する法律第19条に基づきまして、議長より指名をいたします。

21番、望月委員、22番、請地委員のお二人によりよろしくお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは会長がこれを決するというようにさせていただきます。

○議長（佐原悦司君） それでは、事務局にお伺いいたします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） ありません。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

それでは、本日の日程どおり進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、堀金地域は5月23日、豊科、明科地域は5月26日、穂高、三郷地域は5月27日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請審議につきまして上程いたします。

34番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は豊科地域の4筆で、登記地目は畑、面積が計527㎡です。受人の経営面積は3,584㎡、渡人の経営面積が1,469㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番の細萱です。

申請番号34番について申請理由をご説明いたします。

渡人は、後継ぎがなく耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、規模拡大による農地集積をしたい。野菜畑でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、35番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が計2,287㎡です。

受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が3,580㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。

申請番号35番について説明いたします。

渡人は、申請地が自宅から遠く管理が困難なため申請地を贈与することとした。受人は、自宅すぐ近くの申請地の贈与を受け農業を営みたいということです。審議のほどをよろしく願いいたします。

すみません、議案番号35番について補足の説明をさせていただきます。

受人の経営面積が0㎡ですが、受人は以前より申請地の管理を渡人より任され、数十年耕作していた実績があります。申し添えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

これは贈与ということは、ただでもらっちゃったということですか。

○15番（中村 正君）　そうです。

○議長（佐原悦司君）　そういうことだね。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決を行います。

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、36番案件につきまして、事務局よりお願いいたします。

○事務局（森 和哉君）　申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が計1,790㎡です。

受人の経営面積は1万2,344.8㎡、渡人の経営面積が1万947㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○12番（三枝守和君）　委員番号12番、三枝です。

申請番号36番について説明いたします。

申請理由なんですけれども、渡人は、申請地の耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅すぐ近くの申請地を譲り受け耕作を行いたいということです。

審議のほどよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

三枝委員、1点いいですか。貸付けたのは約1万2,000㎡もあるんだけれども、それでまだ土地を購入するということでしょうか。

○12番（三枝守和君）　申請ではそういうふうに言っております。

○議長（佐原悦司君）　加島さん、この内容は分かりますか。

○7番（加島美智代君）　すみません、分らないです。

○議長（佐原悦司君）　貸付けは約1万2,000㎡あるということ、それから、自分の近くで農地が出たということで購入ということだね、これは。

○7番（加島美智代君）　そうですね。家がこの左側のちょっと変形した農地の上のところの家、 というのが、水色の屋根のあるところが自宅になりますので、本当に目の前の

農地になります。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。ありがとうございました。

特段ご意見がなければ、採決に入りますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、37番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が73㎡です。受人の経営面積は9,381㎡、渡人の経営面積が528㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号37番について申請理由を説明いたします。

渡人は、土地開発に伴い農地への接道がなくなり、耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、所有する土地と申請地を一体で耕作したい。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

高山委員に1点お聞きしますが、土地開発に伴い進入道路がなくなったというのはどういうことでしょうか。普通、開発すれば大型の車が入ってくる道だからと言って、道くらいとか、そういうのは残すような気がしますけれども。

○6番（高山万寿君） すみません、ちょっとそのところは。

○議長（佐原悦司君） 開発というのは公社とか不動産屋さんとか、本人が立ち会って開発するんじゃないですか、こういうのは。

これは事務局はどういうふうに聞いていますか。

○事務局（折井希望君） 位置図をご覧ください。

○議長（佐原悦司君） 5ページの地図でいいですか。

○事務局（折井希望君）　そうです。赤い申請地と黄色の受人の居住されているところが色塗りで書いてありますけれども、その間に位置する■■■■■というところが開発地になります。赤色のところ、申請地はもともと■■■■■と同じ地番で存在したんですけれども、今回開発に伴って、赤い申請地は青色の土地と一緒に黄色枠にある方が管理されるというところになります。開発地の接道というのが黄色枠の北側に位置しておりますので、そちらを接道とするというところで、枝分かれするような土地だったものを、赤い土地を分筆して、青色の方にお譲りするという内容となっております。

○議長（佐原悦司君）　簡単に言うと、今まで使っていた道路は農地であったと、ということですね。それで開発がきて、農地になっちゃったと。

○事務局（森　和哉君）　補足の説明をさせていただきます。

　今航空写真をご覧いただいているかと思いますが、黄色い部分、その北側に旗ざおの土地が生じていますけれども、恐らく赤枠の部分も含めたいびつな形をしている農地で、宅地にするにはこのままだと形状が悪いので、宅地の四角いような、旗ざおにするような形で開発をして、残った赤枠のところは残地というような形で生まれたものだと思います。この残地について、青枠を所有している方が取得して、この地主さんは土地を処分、全筆したというような考えに至ると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　事務局の説明、お分かりでしょうか。よく分からなかったかもしれないけれども。

○事務局（森　和哉君）　宅地で売るところだと比較的四角い形で土地を売りたい、ですけれども、赤枠を入れると非常にいびつな形になって宅地として使い勝手が悪いということで、不動産会社さんなのか、その宅地として購入する方はその赤枠は要らないよ、ですけれども、赤枠は残ってしまうので地主さんとしては困ってしまう。この水色の枠の耕作者さんとか、所有者さんにお話をして、この赤枠と一緒に買ってもらえれば、ちょっと細いびつな形ですけれども、自家野菜が作れる程度の広さの農地が確保できるということでございます。

○議長（佐原悦司君）　お分かりいただけたでしょうか。

　全ては分からないけれども、何となく理解したという、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、事務局の中身につきましては理解をしたということで採決に移ります。

　本案件につきまして、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

　賛成多数により許可といたします。

　それでは、続きまして、38番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、登記地目は田、面積が266㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が266㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 委員番号6番、高山です。

申請番号38番について申請事由を説明いたします。

渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は、自宅隣の申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したい。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、39番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域で、登記地目は畑、面積が1,460㎡です。受人の経営面積は6,096.95㎡、渡人の経営面積が1,460㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月が申請番号39番について説明いたします。

渡人は、市外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、規模拡大による農地集積をしたいということです。

審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、40番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は明科地域の4筆で、登記地目は田、面積が2,989㎡です。受人の経営面積は2万4,032㎡、渡人の経営面積が8,625㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。申請番号40番について説明を申し上げます。

申請事由ですが、渡人は、高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。また、受人は、申請地を以前に借り受けて耕作していた農地であり、自宅から近いため購入し耕作したいということであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会意見書について

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会の意見書につきまして上程いたします。

1番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

相続土地国庫帰属制度により国庫に帰属された国有農地の一般競争入札に先立ち、申込者である受人から関東農政局長宛てに国有財産競争入札参加の申込書の提出があったことから、農地法施行規則第95条に規定する売払いの相手方として妥当であるか、関東農政局長より農業委員会長に意見を求められているものです。

売払い予定地は明科地域の4筆で、地目は田、面積が計2,004㎡です。受人の経営面積は3万9,163.11㎡です。

位置等につきましては別冊資料の9ページでご確認ください。

受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当せず、かつ買い受けする農地を耕作の事業に供する予定にあることから、売払いの相手方として妥当であると考えます。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

私のほうで説明ができない内容のところがあるんですけども、この受人についてはこれまでたびたび牧草を作っているということで名前もご覧いただいている方であり、農地を取得したり、借り受けたりして、牧草を作りながらということをやっている方であり、適格者ということで考えております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

これ、ちょっと事務局へお伺いしますが、公示して買いたいという人が何人かいて、競争入札にかかったということですか。

○事務局（森 和哉君） そうです。

○議長（佐原悦司君） 何人かいて、ちょっとお願いします。

○事務局（森 和哉君） 今回はこの案件についてはこの方1名です。何人かいらっしゃれば、この下にまだ続きます。

○議長（佐原悦司君） だから、一番高い金額を出した人に国としては売るということですか、

そうでもない。

○事務局（森 和哉君） そういうことになります。

○議長（佐原悦司君） そういうことですね。国としては最低の金額とかあって、それ以上ということですか。どうぞ。

○事務局（森 和哉君） そのとおりです。国のほうから、この土地に関わる周辺の取引事例、売買価格等の照会がきておりまして、こちらのほうでおおむねの金額をお伝えさせていただいて、その金額を基に国のほうで金額を算定していると思われま。

○議長（佐原悦司君） 堀内さん、よろしいでしょうか、そういうことなのです。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

今回は適格者証明ということで、属地、土地が明科にあるということで、説明ということで、たまたまこの受人の候補になる方も明科地域だったものですから説明をさせていただきましたが、ほかの納税猶予とか、そういったパターンと一緒に、それも事務局で判断していただいていいんじゃないかというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐原悦司君） 事務局、もし分かったら。

○事務局（森 和哉君） 専決ということで。

○議長（佐原悦司君） どうぞ、堀内さん。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

説明しろと言われても、たまたま今回は明科地域の土地で、明科地域の人だったものですから説明はしましたけれども、先ほどの話で、例えばこれが3人、4人だった場合に、土地が明科にあるからといって私に説明しろと言われても、それはちょっと難しい問題がありますので、事務局で経営面積とかそういった、これまでの農地のやり取りを含めて適格者であるかということを確認された上で、特に委員に意見を求めるというのはどうなのかなというふうに思いましたので、申し上げました。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） 事務局、どうぞ。

○事務局（北條 敦君） 北條です。

今回国庫帰属制度なんですけれども、昨年制度が設けられて第1号ということでしたので、私たちも初めてというケースでありました。たまたま今回、今説明したとおり1件ということでしたけれども、複数の方が申し込まれる場合もあります。そのときに一つの条件としては、その方がちゃんと耕作ができるかというところが条件としてありますので、そこが例えば、明科の方が、三郷の方と出てくれば、その地域の方に、その方が適切に耕作をされているかというのはお伺いする場合もあるかと思いますので、ただ、私たちとすれば、基本的にはその方が提出いただいたときには何を作られるのかということは国のほうに申出のときには出ておりますので、そこはそういう形で判断させていただきますけれども、地域の皆さんが御存じの方であれば、この方はこうやっているよというところはお意見としていただく場合があることをお願いしたいと思います。

○議長（佐原悦司君） 堀内さん、いかがですか、よろしいですか。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

分かりました。では、受人を主体としてということによろしいですか。もしこれを国庫に帰属する段階で、この農地がどうかということであれば、その地域ということでご意見を申し上げることはできると思うんですけども、受人ということで、それにしても全体全て分かるわけでもないので、場合によってということで理解をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

事務局からの説明でございますので理解ができたかと思います。よろしく願いいたします。

それでは、採決に移ります。

受人が売払いの相手方に該当するということの賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、受人が売払いの相手方に該当するとの意見を関東農政局長に送付いたします。ありがとうございます。

議案第3号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

17番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が100㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号17番について説明をいたします。

転用事由でございますけれども、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため適法にすべく農地転用追認申請をしたい、こういう事案でございます。

審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、18番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が97㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号18番について説明いたします。

申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい、こういう事案でございます。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、19番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の4筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計346㎡です。申請内容は住宅敷地（庭・物置）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号13番です。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号19番の説明をいたします。

申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、20番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請地は穂高地域の4筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計817㎡です。申請内容は住宅敷地（庭・農業用倉庫）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。

申請番号20番について説明いたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、21番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域で、農振農用地です。登記地目は田、面積が3.41㎡です。申請内容は営農型太陽光発電施設(許可日から3年間)で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番(高山万寿君) 6番、高山です。

申請番号21番についてご説明をいたします。

申請人は現在使用している営農型太陽光発電施設の一時転用期間が満了となるため、転用申請を行い引き続き使用したい。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

どうぞ、中島委員。

○2番(中島博幸君) 2番、中島です。

この申請地なんですけれども、前回の申請においては南天を育てるということでそこを申請されましたがその田んぼが砂利を取った後で、非常に水はけが悪く南天が育たなかったということで、次はきくらげをそこで栽培したいということで太陽光発電の延長申請が出ておりまして、ただ、そのきくらげがちゃんとできるかどうか、ちょっとまた分からないのですけれども、三郷地域としましては受け入れるというか、営農については随時注視していこうと思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。三郷地域長からの説明でございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

どうぞ、丸山委員。

○23番(丸山隆也君) 23番、丸山です。

ちょっと教えてほしいのですけれども、今みたいに作物を作らなければ営農型は認められ

ないわけですね。何もできなかった、結局できなかったということで、本当にそれを認めていっていいかどうかということ、作りました、できませんでした、はい、3年終わりました。ではまた同じようなことという、そういう繰り返していいかどうかというところはどうかというふうに判断したらよろしいのでしょうか。教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐原悦司君） 同様なご意見がございましたら、お願いします。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） こちらの案件につきましては、毎年1回の報告等を出していただく中で長野県のほうに報告させていただいております。長野県からの指導等も入りまして、営農計画ではないですけれども、改善計画を出させて毎年確認をしてきたわけですけれども、やはりできないというところでしたので、原則で言えば撤去ということになるかと思えますけれども、再度の新しい作物ということで協議する中で、更新をしましょうという方法もできるということなので、とりあえずは今回きくらげのほうで更新をしていくというような結論に至っております。

○議長（佐原悦司君） 三郷で、よろしいですか。

きくらげの指導員か何かはいるということですか。どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 指導員がおります。ちょっと個人情報とかになってくるんですけれども、ある法人がきくらげを栽培する技術を有しております。この法人と協定を結びまして、その法人が行っている営農方法どおりに作らないと協定が破棄されてしまうというようなことです。このきくらげの栽培方法も日本全国で展開している法人さんです。いろいろ会社の資料等を見ると適正に栽培されていることが確認できますし、この法人の代表をされている方はキノコという菌類の研究者の方で、ご自身も実際に営農型太陽光発電の下で作っております。そういったところから、技術的指導もこの法人の代表の方から指導が入るということで、問題ないと判断しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

申請の面積が3.41だけれども、全体の面積はどのくらいあるんですか。

○事務局（森 和哉君） 農地全体の面積は3,588㎡、きくらげを栽培する部分の太陽光パネルの下部の農地というのですけれども、太陽光パネルの下で栽培する面積は2,008㎡になります。

○議長（佐原悦司君） 丸山委員、よろしいでしょうか。

○23番（丸山隆也君） はい。

○議長（佐原悦司君） ほかにご意見、ご質問等ございましたら。

これで3年間またできないと言え、さてという話になっちゃう。しっかりやってもらうということと、また三郷のほうでもしっかり確認をお願いします。

○2番（中島博幸君） 毎年営農計画を、推進委員に伝えておきます。

○議長（佐原悦司君） よろしくお願ひいたします。

きくらげというのはよく分からないが、どういう作物か。

○12番（三枝守和君） キノコ。中華系にある、こりこりした。おがくずみたいなところに菌を植える。

○議長（佐原悦司君） お分かりでしょうか。

○22番（請地康仁君） 日の光はあまり要らないということです。

○議長（佐原悦司君） はい、分かりました。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

流れにつきましては、また三郷の地域委員会もしっかり確認をよろしくお願ひし、また継続して確認をよろしくお願ひいたします。

○2番（中島博幸君） 分かりました。

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に移ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願ひいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、22番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が337㎡です。申請内容は住宅敷地（駐車場・庭）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号22番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして担当地区委員より説明をお願ひいたします。

○22番（請地康仁君） 委員番号22番、請地です。

申請事由について説明します。申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にするように農地転用追認申請を行いたいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

55番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が270㎡です。申請内容は住宅敷地（駐車場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。

申請番号55番について説明をいたします。

転用事由ですけれども、受人は駐車場スペースがないため、申請地を駐車場として造成したいということでございます。審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、56番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第3種農地です。登記地目は畑、面積が38㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号14番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 14番、降旗です。

申請番号56番について説明いたします。

転用事由ですが、受人は申請地を薪置場としての土地利用と勝手口としての利便性を高める敷地として活用したいということです。審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、57番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域で、第2種農地です。登記地目は田、面積が504㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号19番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○19番（平林 平君） 19番、平林です。

申請番号57番について説明いたします。

転用事由ですが、借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいということです。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、58番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第2種農地です。登記地目は畑、面積が91㎡です。申請内容は事業敷地（倉庫用地・受水槽用地・車両置場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○4番（望月孝夫君） 4番、望月です。

申請番号58番について説明します。

申請地を倉庫用地、受水槽用地、車両置場として利用したいということです。よろしく審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

これは何をやっている会社ですか。

○事務局（森 和哉君） クリーニング会社さんです。

○議長（佐原悦司君） クリーニング会社さんだそうです。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、59番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計139㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 15番、中村です。

申請番号59番、申請事由ですが、借人は現在実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したい。

以上です。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、60番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計1,898㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（6区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって事務局より申請番号60番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し特定建築条件付土地として販売したいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付します。

それでは、続きまして、61番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は穂高地域の6筆で、農振農用地です。登記地目は田及び畑、面積が計5,991.98㎡です。申請内容は砂利採取（一時転用・許可日から1年間）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（飯田佳乃君） 委員番号24番、佐原委員に代わって事務局より申請番号61番について説明いたします。

転用事由は、借人は河川から骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け、砂利採取を行いたいということであります。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

穂高の地域委員会で約6,000㎡近い申請でございますが、何かご意見は出ましたでしょうか。

○12番（三枝守和君） 12番、三枝ですけれども、このところは一帯的に■■■■で、栗の製造というか、栗を植えて加工したりしているところなんですけれども、ちょうどこの右側のほう、以前砂利採取してあるところなので、その西側です。そのところ、砂利を取りたいということで申請が出ていまして、やはり栗の木に関してあまりいい条件ではないということで、砂利採取をしてということで申請が出ているところです。以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ほかに補足説明等ございましたら。

これは私の担当のところでございますが、35ページの写真で、斜線の部分が今回の申請地でございます。その右側に空いているところがございまして、この写真部分が終わったら、右側をやりたいという話もちょうと出ておりますので、補足説明でございます。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、62番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域の2筆で、第1種及び第3種農地です。登記地目は畑、面積が計474㎡です。申請内容は住宅敷地(薪置場・駐車場・庭・通路)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(飯田佳乃君) 委員番号24番、佐原委員に代わって事務局より申請番号62番について説明いたします。

転用事由は、受入は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということであります。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、63番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 12ページをお願いします。

申請地は三郷地域の2筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計766㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38ページ、39ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番(高山万寿君) 6番、高山です。

申請番号63番について転用事由の説明をいたします。

借人は市外に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したい。
審議、よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、64番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は田、面積が10㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40ページ、41ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号64番について転用事由を説明いたします。

受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法に
すべく農地転用追認申請を行いたい。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、65番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は堀金地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計3,349㎡です。申請内容は建売住宅（8棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42ページ、43ページでご確認ください。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○21番（望月慎二君） 委員番号21番、望月が申請番号65番について説明いたします。

転用事由として、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということです。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第5号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号2番です。

申請地は明科地域の13筆で、登記地目は畑、面積が計7,586㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の44ページでご確認ください。

なお、明科地域委員会でも非農地と認められるものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

明科地域委員会の補足説明がございましたら、堀内委員、どうぞ。

○5番（堀内伸一君） 5番、堀内です。

44ページの航空写真の中に道が見えているわけですが、これについては当時、昔の段階で道を開けたというようなことで境界がはっきりしない部分もあって、今回、非農地決定を受けて、また、その後、この道についてはまた担当課にお任せをするということでございますので申し添えます。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

請地さんのほうはよろしいですか。どうぞ。

○22番（請地康仁君） 22番、請地です。

ちょっと上の地図の印の位置が若干下のほうへ寄っていますけれども、まだ大分右上の山の中のほうに、このとおりそういう土地ですので、ちょっとそういう意味では航空写真ではどこが道だかよく分からないような感じですが、この中を道の中の道を通って行くというようなことで、今堀内委員のお話をしたような形になっております。お願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり非農地化と決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり決定といたします。

議案第6号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第6号 租税特別措置法適格者証明書申請審議につきまして上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 14ページ、15ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認、証明書を交付することとなっております。

申請番号7番は相続税納税猶予に係るもので、穂高地域の17筆で、登記地目は田、畑及び雑種地、面積は計1万5,932.79㎡です。

当該の農地については、引き続き適正に耕作がされていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の45ページから47ページでご確認ください。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

こちらは地域委員会で何か補足説明がございましたら、よろしいですか。

○12番（三枝守和君） はい、いいと思います。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、証明書の交付を承認いたします。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）につきまして、上程いたします。

事務局で説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号14番です。対象農地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積は計1,753㎡です。公社買入れの移転時期は令和7年8月20日、公社売渡しの移転時期は令和7年12月15日、利用目的はブルーベリーです。

位置等につきましては、別冊資料の48ページでご確認ください。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。穂高地域委員会で補足説明がございましたら、よろしいでしょうか。

○12番（三枝守和君） はい。

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして原案どおり要請することに賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農地利用集積等促進計画を定めるよう

に要請いたします。

議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画審議（一括方式）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画審議（一括方式）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限につきまして、委員番号14番、降旗委員につきましては参考人として出席させていただきますが、決議に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 17ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますので説明いたします。

設定件数は総計78件、9万6,057㎡、期間は5年5か月及び10年5か月です。設定筆数は総計78筆、田が66筆、畑が12筆です。耕作者は24人、所有者は28人となっております。18ページから20ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。たくさんあるので、自分の近くのところをよく確認していただきたいと思います。

それでは、採決に入ります。

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農用地利用集積等促進計画審議（一括方式）につきまして、異議なしとの意見書を提出させていただきます。

議案第 9 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第 9 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきまして、上程願います。

○事務局（森 和哉君） メールで送りました別冊の資料を開いていただければと思います。

議案第 9 号（別冊）というものになります。議案書と一緒に送付させていただいております。

ご覧いただけますでしょうか。

○議長（佐原悦司君） よろしいですか。説明を始めます。

○事務局（森 和哉君） では、説明させていただきます。

農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を作成いたしました。内容につきましては、三役、地域長会及び地域委員会で確認いただいておりますが、最適化活動の成果目標である農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進における実績は、農地の集積、遊休農地の発生防止・解消については目標を上回る結果となりました。資料のとおり、農業委員会として承認いただき、国・県に報告するとともに、公表を行いたいと思います。

また、各地域委員会で取りまとめた点検・評価の結果を各地域長に発表いただければと思います。

○議長（佐原悦司君） ただいま令和6年度最適化活動の点検・評価につきまして事務局より説明がございました。

それでは、各地域長より、地域の点検・評価の結果につきまして発表をお願いいたします。

それでは、豊科地域長よりよろしくをお願いいたします。

○14番（降旗治喜君） 豊科地域長の降旗です。

豊科地域では、地域の小学校における田植や稲刈り等の水稻栽培の活動を支援しております。また、見回り活動を通じて遊休農地を発見し、解消することができました。また、一方ですぐに解消が難しい場所については、地域の皆さんと協力をしながら、草刈りやごみ拾いなどの管理作業を行っております。

以上になります。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、穂高地域長、お願いいたします。

○12番（三枝守和君） 穂高地域ですけれども、学校のほう、穂高西小のほうは地域の認定農家の方が田植と、また稲作についても説明等をしながら毎年やっております。

それとあとまだまだ地域的に農作物の被害等発生しています。今のところまだ出てきてはいないのですが、これから野菜なんかが増えてくれば、多分猿害が増えてくるのではないかと。またイノシシの害もありますので、昨年でしたか、一昨年でしたか、牧の離山のほうに追いつけてもらって、あれで今ちょっと落ち着いてはいますけれども、いろいろな面でまだまだ協力してもらいながら、農業のほうに、またいろいろな対応を取っていければと思います。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、三郷地域長、お願いいたします。

○2番（中島博幸君） 三郷地域長の中島です。

三郷地域においては、地域としての活動は大きなものは行っておりませんが、個々には遊休農地を解消するために動いています。遊休農地が解消されたところもあったんですけども、そこがまた次の耕作者がうまく連携ができず、また耕作放棄地のようになってしまった

という苦い経験がございますが、新しい方の利用者をこれからも遊休農地が発生しないような取組をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、堀金地域長、お願いします。

○9番（齋藤岳雄君） 堀金地域長の齋藤です。

地域としての農業委員会の関りとしては大きな活動はありませんが、日頃の農作業の合間における農地パトロールなど、また、遊休荒廃地の発見などに努めております。

主なところで、地域計画を堀金はやっていく中で、大きな30ha近い担い手の農家が離農するというので、その離農する農地について各担い手農家への振り分けなどを積極的に行って、今のところ順調に農地の耕作のほうは進んでいる状態です。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、明科地域長、お願いします。

○5番（堀内伸一君） 明科地域、堀内です。

明科は中山間地域を抱えておりまして、高齢化を含めて、そういった意味では遊休荒廃地の先進地というような恰好になってしまっているわけですが、平成25年に立ち上げをしました明科地域の農業を守る会、これは農業委員、あるいは農業者、JA、ほか関係者で現在25名で活動しております。当初は御存じのとおり、天王原の約12haでブドウ、それからブス平、旧四賀村のほうへ行く途中にありますやはり荒廃農地のところで、サフォーク種の羊を飼っているということで、約5haから6haになるかと思いますが、この関係については委員自らの実働部隊としての実績であります。現在はその維持管理に向けて協力をしているという部分でございます。

また、農地パトロール等については、ほかと同じ状況ではございますが、地域においては委員自ら農地集積のために営農組合的な組織づくりに向けて今委員として活動している地域もございます。今年中にはそういった組織を正式に立ち上げて、地域において耕作へとつなげていきたいというところまでできております。それから、推進委員の一人ですけれども、実際には先ほどのブス平の関係、本人が関わっておりまして、有害鳥獣対策というようなことで、自らくりわなの資格を取りまして、鹿の被害防止に努めているといったところもございます。

いずれにしても農地パトロールを含めて、期間以外にも巡回を当然しておりますので、その中で農地巡回の中で農家の方、あるいは近隣の方と会ったところでコミュニケーションも図れたというような成果も得ております。ただ、現在、やはり家族事情等ありまして、どうしても荒廃農地的になってしまうという部分もあるというところが悩みでございました。

以上でございます。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

各地域長より説明がございました。

まだほかに、このようなことで農地の荒廃地を解消しているとか、このようなやり方をやっているというようなご意見がございましたらお願いをいたしますが、またそれが参考になって皆さんのほうでできればと思いますけれども、もしご意見がございましたら、お願いしますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

皆さんのおかげで集積率も大分上がってきましたし、また、遊休農地の発生、また解消につきまして大変大きい数字を上回るようなことも出ておりますので、感謝申し上げます。

各地域長よりいろいろ発表がございましたが、地域性の特徴もありますので全て同じというわけにはいきませんが、またこれからまたゆまぬ努力をお願いしたいと思います。

また、活動につきましては月10日以上お願いしますということで、なかなかできる状況ではございませんが、特に大きく上回っている明科地区が大変活動の範囲が広がっていると思います。あとは8日とか7日とかというくらいですけれども、一生懸命頑張っておられるということを、特に集積率が上がると、それほど活動する必要があるというようなところも出てきておりますので、できましたらあと1日、2日程度頑張ってくださいれば10日になります。それが我々の日当になりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

ほかに全体を通してよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの発表につきまして、原案どおり採決に賛成という方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により、原案どおり令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表を決定いたします。ありがとうございました。

○議長（佐原悦司君）　議事につきましてはこれで全て終わりますが、全体を通して何かご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）